

公益社団法人 八雲地方法人会 入会及び退会規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人八雲地方法人会（以下「本会」という。）の定款第6条及び第8条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

(入 会)

第2条 本会の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第3条 会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第7条により総会の決議を経て別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続き)

第4条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2 定款第10条の定める事由により資格を喪失した場合、原則として既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の再入会の申し込みに対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。但し、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は、再入会を認めない。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第6条 入会者は、会員の種別毎に本会の管理する会員名簿に登録する。

- 2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。
- 3 定款第10条の定める事由により、資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。
- 4 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、公益社団法人八雲地方法人会設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

【別表】 入会申込書に記載する主要事項

- 1 正会員及び賛助会員
 - (1) 入会に際しての誓約
「入会の上は、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。」
 - (2) 法人名、所在地、代表者名、電話、FAX、資本金、設立年月日、決算期、業種
 - (3) 会費請求書及び資料等の送付先
 - (4) 個人情報公開についての同意・不同意の確認（広報誌等での公表とその範囲）